

九州運輸局
郵便料金計器購入契約

仕様書

国土交通省九州運輸局

1. 件 名

郵便料金計器購入契約

2. 納入場所

別紙 1 のとおり

3. 処分物品

別紙 1 のとおり

※当該物品を引き取ったうえで、物件受領書(別紙 2)を提出するものとする。

4. 納入期限

令和 8 年 3 月 31 日 (火)

5. 数 量

郵便料金計器 8 台

なお、納入時点で最新の料金を反映した上で納入すること。

※参考品 ピツニーボウズ Send Pro C220Lite/LTE 通信パック SE5 年

同等品以上の機種で見積もる場合には、下記の規格を満たす事。

6. 規 格

(1) 郵便料金計器の規格は次のとおりとする。

- ・寸法は以下のとおりとする。
高さ 300mm × 幅 420mm × 奥行き 400mm 以内 (スタッカーを除く)
- ・印影はインクジェットプリント方式で鮮明に印字できること。
- ・電子スケールは、本体と一体型で 3.0kg まで計量可能であること。
- ・最高 50 通／分以上の印字処理が行えること。
- ・承認金額の設定 (残額の補充) は、オンライン接続によるモデムリセットであること。
- ・日付更新が自動で更新する機能を有していること。
- ・シール部への印字が可能のこと。
- ・センサーにて斜め打ちを防止できること。
- ・印影に通数連番・ランダムコードを表示させることにより不正防止に対応していること。
- ・日計、月計及び郵便種別の集計データをエクセル、CSV 又は PDF 等を選択し、メール送信できること。

(2) その他

- ・機器導入から 5 年間のデータセンターに接続する通信機器・費用は販売会社が負担すること。
- ・上記通信機器は安定した通信を求めるため、国内大手通信キャリア (NTT ドコモ、au、SoftBank のいずれか) 契約の通信機器・LTE 回線であること。

- ・上記通信は運輸局内のネットワーク回線を使用しないこと。
- ・郵便料金改定時は、ネットワークに接続し最新ソフトをダウンロード出来るものであること。また、その費用は永年無償であること。
- ・指定した納入場所への設置、及び操作説明までの費用を含むこと。
- ・郵便局への登録代行費用を含むこと。
- ・現在利用機器の引き取り処分まで行うこと（郵便局への廃止手続き含む）

7. 納入作業

- (1) 納入物品を納入する際には事前に納入先担当者へ電話確認を行うこと。
- (2) 納入物品の設置は受注者側で手配し、設置箇所は当局担当職員の指示に従うこと。
- (3) 作業に際して、他の設備・備品等を損傷又は汚損しないよう十分注意すること。また、本作業によって他の設備・備品等を損傷又は汚損した場合は、受注者側の責任において復旧すること。
- (4) 作業に伴い発生したゴミなどは受注者側の責任において適切に処理すること。

8. 納入検査

本調達物品については、納品完了時に納入検査を行う。なお、納入検査の結果、本調達 物品の全部又は一部に不合格品を生じた場合には、受注者は、直ちに当該物品を引き取り、その代替品を指定した日時までに納入するものとする。

9. 品質保証

納入日から12ヶ月以内に本調達物品に瑕疵のあることが発見されたときは、受注者は、発注者の請求により、ほかの良品と引き替え、若しくは修理し、又はその瑕疵によって生じた損害を賠償するものとする。

10. その他

- (1) 本仕様書の各項目に不明な点がある場合は、担当職員と打合せを行い、その指示に従うこと。
- (2) 本仕様に基づく全ての作業において、受注者が提供した業務上の情報は第三者に開示又は漏洩しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。

11. 請求及び支払い

- (1) 納入検査合格後に請求を行うものとする。
- (2) 消費税及び地方消費税に相当する金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- (3) 発注者は、適法な請求書に基づき、受理した日から起算して30日以内に受注者に対して代金を支払うものとする。

なお、発注者の責に帰すべき事由により、支払いが遅延した場合は、受注者側に対し、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」の規定に基づき、約定期間満了の日の翌日から支払

をする日までの日数に応じて、未支払金額に対して年2.5%の率を乗じて計算した金額を遅延利息として支払うものとする。

庁舎名	所在地	購入台数	処分物品
九州運輸局	福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1	1	ピツニーボウズ DM100S+
福岡運輸支局本庁舎	福岡県福岡市東区千早3-10-40	1	ピツニーボウズ DM100S+
佐賀運輸支局唐津庁舎	佐賀県唐津市二タ子3-214-6 唐津港湾合同庁舎	1	ピツニーボウズ DM100S+
長崎運輸支局本庁舎	長崎県長崎市松が枝町7-29 長崎港湾合同庁舎	1	ピツニーボウズ DM100S+
熊本運輸支局本庁舎	熊本県熊本市東区東町4-14-35	1	ピツニーボウズ DM100S+
熊本運輸支局三角庁舎	熊本県宇城市三角町三角浦1160-20 三角港湾合同庁舎	1	ピツニーボウズ DM100S+
大分運輸支局	大分県大分市大州浜1-1-45	1	ピツニーボウズ DM100S+
鹿児島運輸支局本庁舎	鹿児島県鹿児島市浜町2-5-1 鹿児島港湾合同庁舎	1	ピツニーボウズ DM100S+

(別紙2)

令和 年 月 日

物品管理官 九州運輸局長 殿

住 所 :

名 称 :

代表者 :

物 件 受 領 書

貴殿からの依頼に基づき、下記該当物件を現状有姿のままに当社が引き取りました。

なお、今後、下記物件につき廃棄処分する場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令に従い、当社の責任において処分を行います。

記

該当物件：郵便料金計器（ピツニーボウズ DM100S+） 8台